



月刊税理士事務所チャンネル CHANNEL

2016
7
No.419

シリーズ企画

マイナンバー制度の課題と解決策 10

第41回 全国統一研修会 四国大会 in 松山
開催のご案内 2

事務所訪問
朝山税理士事務所 4

北陸会企画
富山の薬の歴史と挑戦 7

ミロク会計人会からのお知らせ 14

ミロクシステムQ&A
『記帳くん』 15

リレーエッセイ
北陸ミロク会計人会 常山 明夫 19

今月の表紙: 白山平泉寺の拝殿と美しい苔の絨毯
撮影: 舟野 喜代子(北陸ミロク会計人会) 場所: 福井県勝山市

日本の未来—
企業を支える

 ミロク会計人会

お接待の心を「カ」にかえて！「世界へ」

第41回全国統一研修会

四国大会

in松山

■日程 平成28年11月17日(木)

■会場 松山全日空ホテル

〒790-8520 愛媛県松山市番町3-2-1
TEL:089-933-5511

■受付/午後0時30分～午後1時45分

■式典・基調講演/午後1時45分～午後4時00分

■第1・2・3分科会/午後4時30分～午後6時00分

■懇親パーティー/午後6時30分～午後8時30分

主催:ミロク会計人会連合会

担当:四国ミロク会計人会

協賛:株式会社ミロク情報サービス



式典・基調講演

定員/800名
参加費無料

日々刻々と移り変わる世界を見つめ、常に最新の情報や知識、技術を皆様にご提供し開催してきた全国統一研修会。41回目の今回は、事務所の今後の成長戦略を描くための有用な情報、そして顧問先企業の経営を力強く支援するために役立つ情報などを発信する研修を企画しています。

基調講演には、カリフォルニア大学サンタバーバラ校 材料物性工学科 教授であり、高輝度青色発光ダイオードの発明・開発でノーベル賞を受賞された中村修二氏をお招きし、「青色発光ダイオードの発明を振り返って」をテーマにご講演いただきます。

第1分科会では、ミロク会計人会連合会・研修委員会の企画・運営のもと、講師に(株)実務経営サービス 代表取締役の中井誠氏をお招きし、「変わるのか? 会計事務所へ取り組みべき課題/未来は明るい!!」をテーマに講演が行われます。

第2分科会では、徳武産業(株) 代表取締役会長の十河孝男氏に、「感動のオンリーワン企業を目指して」というテーマでお話しいただきます。

第3分科会では、松山市立子規記念博物館 館長の竹田美喜氏による「子規と漱石in松山/新しい文学の夜明け」を演題とした講演を行っていただきます。

会場:ダイヤモンドボールルーム(本館4階)

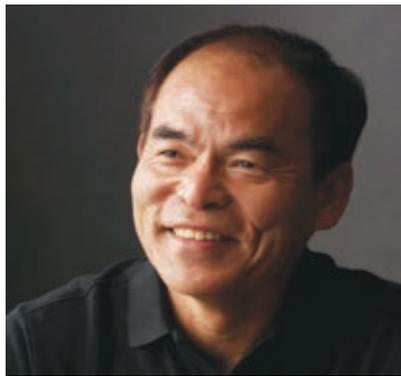
演題:「青色発光ダイオードの発明を振り返って」

講師:カリフォルニア大学サンタバーバラ校

材料物性工学科 教授

中村修二氏

プロフィール



1954年、愛媛県生まれ。79年に徳島大学工学修士課程を修了後、日亜化学工業(株)に入社。92年、青色に光るインジウムガリウム窒素(InGaN)の結晶成長に世界で初めて成功し、その翌年にはInGaNを発光層とするダブルヘテロ構造高効率青色LED(青色発光ダイオード)を世界で初めて開発、製品化した。その後、1995年に世界で初めて、青色半導体レーザーのバルス発振に成功し、世界で初めての同レーザーを製品化に成功。製品化されたLEDは、小型、長寿命、高効率、環境に優しいなどの特長があり、現在、屋外大型ディスプレイ、各種ディスプレイのバックライト、車載用照明、屋内外照明などに広く利用されており、青色半導体レーザーは、高密度記録が可能なブルーレイディスクなどに利用されている。99年に日亜化学工業を退社し、2000年からカリフォルニア大学材料物性工学科教授に就任。14年にはノーベル物理学賞を受賞。

主な受賞歴

仁科記念賞(1996年)、英国ラング賞(1998年)、ベンジャミン・フランクリン・メダル工学賞(2002年)、フィランドミレニアム技術賞(2006年)、アストウリアス皇太子賞(スペイン皇太子賞)(2008年)、ノーベル物理学賞(2014年)、チャールズスタークドレイパー賞(2015年)、全米発明家殿堂(2015年)、ロシアグロバールエネルギー賞(2015年)



第3分科会

定員 / 170名 参加費無料



会場：ルビールーム(本館4階)
演題：「子規と漱石in松山〜新しい文学の夜明け〜」
講師：松山市立子規記念博物館 館長 **竹田 美喜氏**

プロフィール

1946年、愛媛県生まれ。72年に大阪市立大学大学院を修了し、75年から2006年まで私立済美高等学校、済美平成中等教育学校で教諭を務める。その間、85年から00年まで愛媛大学にて非常勤講師を兼職。また、05年4月から07年3月には松山市立子規記念博物館の副館長を任命され、07年4月より同館長となる。

受賞歴・著書 / 2011年、「竹田美喜の万葉恋語り」(創風社出版)で愛媛出版文化賞受賞、「愛媛文学叢書5愛媛文学手鏡」(共著、青葉図書)、「なじみ集」複製版解説(松山市立子規記念博物館)、「なじみ集」(松山市立子規記念博物館)など

第2分科会

定員 / 260名 参加費無料



会場：サファイアルーム(南館2階)
演題：「感動のオンリーワン企業を目指して」

講師：徳武産業株式会社 代表取締役会長

十河 孝男氏

プロフィール

1947年、香川県木田郡三木町生まれ。84年、香川相互銀行(現香川銀行)、縫製メーカーを経て徳武産業(株)へ入社し、代表取締役社長に就任。95年に「あゆみシューズ」を発売し、高齢者向けのケアシューズの製造販売をメインに成長を続ける。本年2月現在、販売累計1000万足を達成。2011年に藍綬褒章受章。12年には、四国でいちばん大切にしたい会社大賞「四国経済産業局長賞」、日本でいちばん大切にしたい会社大賞「審査委員会特別賞」を相次いで受賞。13年、グッドカンパニー大賞「特別賞」受賞。15年8月、代表取締役会長に就任。

第1分科会

定員 / 300名 参加費無料



会場：エメラルドルーム(南館4階)
演題：「変わるか? 会計事務所へ取り組むべき課題〜未来は明るい!!」
企画・運営 / ミロク会計人会連合会・研修委員会

講師：株式会社実務経営サービス 代表取締役

中井 誠氏

プロフィール

大手電機メーカーのシステム情報機器部門の統括部長を経て、1999年、会計事務所とその先の中小企業の永続と繁栄をご支援することを目的として、「株 実務経営サービス」を設立。全国の先進的な経営を目指す会計事務所を対象とし、さまざまな情報提供や「事務所経営カウンセリング」を開始し、17年間で3500を超える会計事務所を訪問している。また、創業と同時に職業会計人の成長と発展を目指す「実務経営研究会」を立ち上げ、現在、全国約1400の会計事務所が参加し、年間130回を超えるセミナー・勉強会を開催している。さらに、全国の会計事務所所長インタビューや事務所経営に役立つ情報が満載の「月刊実務経営ニュース」は99年4月に創刊以来、ひと月も欠かさず発行し続け、通算200号を超え、業界唯一の月刊情報誌として高い評価を得ている。

第4回郷土物産展

日程 / 平成28年11月17日(木)

午後0時30分〜午後7時

会場 / ダイヤモンドボールルーム横

特設会場(本館4階)

懇親ゴルフ大会

日程 / 平成28年11月18日(金)

会場 / 愛媛ゴルフ倶楽部

〒791-3341

愛媛県喜多郡内子町論田9500

※定員100名

記念旅行

●3日間旅行コース

日程 / 平成28年11月18日(金)

〜20日(日)

●1日旅行コース

日程 / 平成28年11月18日(金)

※旅程は次号にて紹介します



事務所 訪問

「出会い」と「ご縁」を大切に 6士業によるネットワークで顧問先を全力サポート

福井県福井市に事務所を構える朝山税理士事務所。

6士業での連携を軸とした事務所経営を実践しており、最近では東京の芸能関係者とのつながりにも力を入れています。白を基調にしたスタイリッシュなデザインの事務所を訪問し、朝山 茂樹先生に昨今の取り組みについて伺いました。

—— 朝山先生は士業でチームを組む合同会社 ANTHEM (アンセム) の代表も務めています。すが、こちらはいつ頃、どのような経緯で立ち上げたのですか。

朝山 茂樹所長 (以下、敬称略)
私は30歳のときに税理士登録を果たしたのですが、その頃から「これからは税務会計業務だけでは顧問先を満足させることはおろか、新規顧客を獲得できない」という思いを抱いていました。そこで、2007年に同世代の弁護士や司法書士、税理

6士業による合同会社で システムアップサービスを提供

朝山税理士事務所

所在地 福井県福井市文京7丁目19-6
TEL 0776-29-0303
FAX 0776-29-0160
設立 1975年
職員数 9名(資格者:税理士2名、行政書士2名、社会保険労務士1名)
導入システム/ACELINK NX-Pro

士らとともにアンセムを立ち上げたのです。翌年には社会保険労務士も加わり、私が行政書士の資格を保有していたので、まず5士業によるネットワークを確立することができました。

—— アンセムではどのような業務を行っているのですか。

朝山 企業会計・企業法務は一人の専門家の力だけでは解決できないほど複雑になっています。そこで、アンセムでは各士業のネットワークを最大限に活用して、会社設立、経営相談、資金繰り、決算、事業承継といった経営に関わる一連の業務をスピーディーに支援するようにして



福井県福井市





アンセムメンバー。左から司法書士の方、公認会計士の方、社会保険労務士の方、弁護士の方、朝山先生（税理士・行政書士）

います。もちろん、具体的な業務についてはそれぞれの事務所が引き受けることになっており、アンセム自体は紹介窓口のような役割を果たしている形です。ちなみにアンセムを設立した頃には、こういったサービスのこと「ワンストップサービス」と呼ばれていましたが、私たちはそれ以上にスピード感を大切にして、ノンストップサービスを目指そうと考えていました。今では、公認会計士も仲間に入れて社団法人などの公益法人の相談等も受けられる体制を構築しています。

——設立後、アンセムはどのように評価されましたか。

朝山 当時、若手の士業による異業種連携が珍しかったこともあり、設立当初から地元テレビ、新聞、雑誌などのマスコミなどから取り上げていただくことができました。その後もインターネットを活用したPR活動に力を入れることで、次々と相談が舞い込んできました。当時の相談の多くは新規開業、法律相談にまつわるものでしたので、自然と各事務所の新規の顧問先が増加し、当事務所という現在の新規顧問先の7〜8割が私の代になってからのところになっています。

——他士業との連携には難しい部分も多いかと思いますが、その成功の秘訣についてお聞かせいただけますか。

朝山 もともとメンバーの相性が良かったことが大きいですが、その他のポイントとしては、案件に対する報酬を明確に決めておいたことも良かったのではないかと思います。例えば、アンセムでは弁護士がメインとなる業務を引き受けた場合、報酬の90%が該当する法律事務所、5%がアンセム、残りの5%を他のメンバーで分けるという形にしています。実際に業務を行ったメンバー以外にもフリーが行き渡る仕組みになっているので、継続性をもって取り組むことができたのではないのでしょうか。

——事務所間での交流なども行っているのでしょうか。

朝山 もちろんです。お互いのスキルを高め、異分野の仕事ぶりや専門知識を得るために、積極的に事務所同士の交流を図っています。具体的には提携先の法律事務所や司法書士事務所、社会保険労務士事務所の職員たちと一緒に意見交換会や食事を催して、お互いの知恵やノウハウを共有するようにしています。士業の事務所はどうしても専門分野のみに特化してしまいがちですが、こうすることで職員一人ひとりが幅広い知見を得ることができ、いざという時はアンセムを活用すればいいと身をもって知ることができているのです。

正確な業務とアドバイスで 芸能界とのパイプを強化

——最近、朝山先生は東京の芸

能関係の仕事にも携わっているそうですね。

朝山 ひよんなことから税務調査をきっかけにご縁をいただき、2010年頃から東京の芸能関係の事務所と顧問契約を結ぶことができました。その事務所の経営者が福井県出身ということ、娘さんが大手プロダクションの現役アイドルということもあって親しくさせていただいており、お互いに福井を元気にしたいという思いを共有しています。

——芸能関係となると通常の事業者とは異なる部分も多いのではないですか。

朝山 そうですね。確かに最初の頃は分からないことが多かったのですが、資金の流れをつぶさにチェックしていくうちに、芸能界の慣例や資金の流れなども理解できるようになりました。おかげで、今ではその事務所以外にも芸能関係の顧問先を担当させていただくようになりました。

——税務会計以外のアドバイスをすることもあるのでしょうか。

朝山 芸能関係であっても、顧問先のためになるようなことで



白を基調とし、すっきりした印象の執務室

あれば、積極的にアドバイスするようにしています。例えば、顧問先が大規模なファッションショーを主催した際には次のようなアドバイスをしました。出演者であるモデルたちにスポンサーの商品などをプレゼントすれば、自然とモデルたちがブログやSNS（ソーシャル・ネットワークやSNS（ソーシャル・ネットワーク）の商品を取り上げるようになり、スポンサーの満足度が高まるのではないかと。その予測は見事に的中し、多くのモデルがその商品やブログやSNSなどでの取り上げ、スポンサーからも高い評価を得ることができました。まさに芸能関係ならではのマーケティングの手法だったと思います。



「出会いとご縁を何よりも大切にしています」と語る朝山 茂樹先生

—— 芸能関係のお仕事をされていて良かった点などはありますか。

朝山 福井のイベントなどに芸能人を呼びやすくなったのはもちろん、顧問先を通じてコンサートなどのチケットを手配していただけるようになったので、時折、職員や顧問先にチケットをプレゼントできるようにになりました。また私自身、エネルギー

—— 事務所経営のモットーについてお聞かせください。

朝山 「この出会いをいつまでも大切に」「出会いがご縁の第一歩」「すべてはお客様のために

一箇所で事務所運営を行いさらに連携を強化したい

—— ツシユでセンス溢れる芸能関係者や芸能人の方々と時間を共有させていただくことで大いに刺激を受けています。

—— 芸能関係の案件の増加とともに東京出張の頻度も多くなっているかと思えます。朝山先生の不在時には、どのように事務所の業務は回っているのでしょうか。

朝山 まさにそれを次の課題と捉えています。現在、事務所は私を含めて全員で9名という体制ですが、私が事務所になくても、いるときと変わらぬように業務が回るような仕組みづくりに取り組んでいるところです。

—— 具体的にどのようなことを実践していますか。

朝山 まずは職員の思いを知り、モチベーションを高めることが大切だと考え、年に3回、ポーンズのタイミングに職員一人ひとりと面接して、言いたいことを言ってもらうようにしています。この取り組みは3年ほど前から始めました。最初のうちはほとんどの職員が当たり障りのないことばかりを言っていたのですが、最近になってようやく少しずつ本音が聞けるようになってきました。できるだけ一人ひとりの声に耳を傾け、モチベーションの高い事務所にしていきたいと思えます。

—— 事務所が真新しくスタイリッシュですが、いつ頃、建てられたのですか。

朝山 1年ほど前に建てたのですが、いずれは提携事務所とともに一箇所で事務所運営を行い、ここは自宅にしようと思っています。そうすることで、アンセムの提携事務所とより密な連携をとることができ、お互いの課題や悩みなどを共有し、解決に向けて協力することができそうです。

—— 本日はありがとうございました。ますますのご発展をお祈りいたします。

History & Story

税理士までの歩み

朝山税理士事務所は朝山先生の父上が開業した事務所ですが、朝山先生は当初、税理士になるつもりも、事務所を継ぐつもりもなかったそうです。ところが、大学に通っていた時にとある事情で母上から「事務所のことも考えて将来的に戻るつもりはないのか?」と言われ、税理士の道を歩むことを決意したといえます。そして、東京の専門学校や大学院で学んだ後に福井に戻ることに。それからは父上の事務所働きながら、夜には福井県立大学大学院で経営学などを学び、2002年、30歳の時に税理士登録を果たしました。

富山の薬の歴史と挑戦

「越中富山のくすり」は江戸時代より「配置薬」の仕組みとともに、全国的なブランドとして成長を遂げてきました。現在も富山県医薬品製造業は新しい技術による医薬品の開発や品質の向上に努めており、医療用をはじめ、一般用、配置用の医薬品を国内外に供給しています。そこで、今号では富山県における医薬品産業の現状と老舗の製薬メーカーである（株）広貫堂様の取り組みをご紹介します。まずは富山県厚生部くすり政策課の仁木良市振興開発班長に、富山県の医薬品産業の現状と富山県の取り組みについて伺いました。

インタビュー①

富山県 厚生部くすり政策課 振興開発班長 仁木良市様

成長し続ける富山の医薬品産業

富山県は江戸時代より医薬品産業の振興に力を入れてきました。そして、各医薬品製造業者は高度成長期を経て導入された国民皆保険制度をはじめとする医療制度の変化に合わせて、医療用医薬品（新薬やジェネリック医薬品）や一般用医薬品（OTC医薬品）、特殊製剤の製造などに取り組んできました。その結果、富山県内には約80社のメーカーと100を超える製造所が集積するまでになり、全国トップクラスの生産拠点を形成しています。いず

れも高い技術力とGMP（Good Manufacturing Practice）※1遵守への意識、そして独自の強みを有しています。また、医薬品関連産業の集積も富山県の強みの一つです。富山県では長年にわたって医薬品製造業が根付いてきたため、容器、印刷、包装資材、さらには卸売業や運輸・倉庫業に至るまで、幅広い関連事業者がビジネスを展開しています。こうした富山県ならではの強みに加え、2005年に施行された薬事法改正も追い風となりました。医薬品製造の完全委託が可能となり、それぞれの医薬品製造業者が自社の強みを生かし、大手国内医薬品企業から

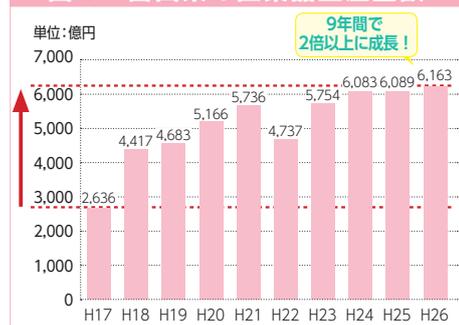
の受託製造を伸ばせるようになったのです。その結果、医薬品生産額が全国的に減少傾向にある中、富山県の医薬品生産額は05年には約263.6億円で全国第8位でしたが、14年には約616.3億円となり、全国第2位にまで成長しました。また、県内の産業分類別製造品出荷額では医薬品産業が1位となるなど、まさに基幹産業となっているのです。

薬都とやまを支える富山県の取り組み

医薬品産業を後押しするため、富山県では、県薬事研究所における「製剤開発・創薬研究支援ラボ」の設置やスイスのバゼル地域との交流などを通じて、県内の製薬企業の製造技術力の強化や研究開発の促進に取り組んでいます。また、県内の大学や企業にある優れたシーズ※2の育成を促進する「薬都とやまヘルスケア創造プロジェクト」も展開しており、今年度からは、付加価値の高い小児用医薬品などの開発を促進する「薬都とやま・こども医薬品開発推進プロジェクト」を新たに実施します。一方、薬草に注目した取り組みも進めています。その一つが県薬事研究所、県薬用植物指導センター、富山大学和漢医薬学

総合研究所で進めている「富山ブランドシヤクヤク」の開発です。県内の薬用植物の栽培促進を目指して、代表的な生薬の一つであるシヤクヤクに注目し、ブランド化の推進と海外における販路開拓のための検討を進めているところです。また、県では14年度に富山県薬用作物実用化研究会を設置し、県内における薬用作物の栽培振興や関連商品の開発、医療に応用するための調査検討なども進めています。6月9日には独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）北陸支部が開所し、くすり政策課内に同支部とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターが設置されました。政府関係機関とも連携して、今後も県として積極的に富山県の医薬品産業の振興を図っていきたいと思います。

図1 富山県の医薬品生産金額



インタビュー②

株式会社広貫堂 総務人事部長 岩城 裕一 様
常勤顧問 城石 修 様

「先用後利」の思想が育んだ 配置薬という日本独自の仕組み

当社は1876年（明治9年）に創業して以来、「富山の薬売り」の商法「先用後利」（病を治すのが先で利は後で良い）をモットーに掲げています。そもそも、この「先用後利」という考え方の背景には富山藩主の前田正甫公によって生み出された配置薬（配置家庭薬業）という仕組みがあります。



城石 修・常勤顧問



岩城 裕一・総務人事部長

その発祥は、江戸城で急病を患った三春藩（現・福島県）主に、正甫公が持参していた「反魂丹」を渡したところ病状が回復し、その薬効が全国に知れ渡ったことに始まります。これを機に正甫公は製薬に力を入れ始めるとともに、全国に売薬（富山の薬売り）を派遣し、「先用後利」という販売スタイルの配置薬を広めていったのです。その後も歴代の富山藩主は配置家庭薬の保護・統制機関とし

て「反魂丹役所」を運営するなど、薬業の保護育成に力を入れ、明治元年には100種の薬を取り扱うまでになりました。ところが、廃藩置県によって反魂丹役所は閉鎖となり、新政府が売薬規制法を制定して漢方売薬を廃止に追い込んだことから、富山藩の薬業は窮地に追い込まれてしまいました。そこで、300名を超える売薬たち

送部門はグループ会社が一手に担い、24カ所の拠点を通じて、300種にも上る医薬品を全国各地の企業や家庭に安定供給し続けています。

ビジネスモデルを転換して 「一般用医薬品や健康食品も展開

は一丸となって資金を持ち寄り、1876年（明治9年）に「売薬結社広貫堂」を発足させました。これが現在の広貫堂のルーツとなっています。なお、広貫堂という名称は、正甫公の「広く救療の志を貫通せよ」という訓示に由来すると伝えられています。

とはいえ、長い歴史の中で、当社は数多くの困難に直面してきました。例えば1945年には戦災によって本社と工場が全焼してしまい、しかもしばらくの間、原料不足などに悩まされたことがありました。しかし、それでも持ち前の粘り強さで社員が一丸となって協力し、どうかこの窮地を切り抜けることができましたのであります。

あります。そこで、当社の塩井保彦社長は2000年頃から製品ラインアップの多様化と一般用医薬品の製造を進めるための設備投資を行い、一般用医薬品、プライベートブランド（PB）製品、ドリンク剤などの製造に力を入れ始めることにしました。結果、03年に立ち上げた滑川工場ではドリンク剤を年間1億本生産しているほか、10年に立ち上げた呉羽工場では大ロットの錠剤などのラインに対応し、自社製品のほか、大手企業のPB製品も製造するまでになりました。その一方で売り上げが減少傾向にあった生薬由来の薬に関しては選択と集中を行っていきま

以後、当社は従来の配置薬事業と自社製品の製造販売を両輪としてきました。例えば、現在も創業時から続いている生薬由来の成分を生かした薬づくりを続けており、強心薬の「六神丸」、胃腸薬の「熊膽丸」、和漢生薬製剤の「赤玉はら薬」などの看板製品を取りそろえています。もちろん、依然として事業の中心には配置薬を据えています。配

また、最近では薬局やドラッグストアが各地に増えたことで、ビジネスモデルの転換を余儀なくされました。どこでも薬を気軽に買うことができるようになったため、配置薬のニーズが急激に減少してしまっただけでなく、事実、配置薬の売り上げもここ10数年で約2分の1にまで減少しており、従来のビジネスモデルだけでは生き残れない状況に

した。とはいえ、多くのお客様に親しんでいただいている薬を簡単になくしてしまうわけにはいきません。そこで、選択から漏れた薬についても、アウトソーシング化を進めることでコストカットを図り、できる限り製品ラインアップを維持していくことにしました。ここに至るまでには、塩井社長によるさまざまなガバナンス



①昭和天皇をお迎えした際にお座りいただいたという椅子 ②本社社屋には第14代富山藩主、前田利男氏直筆の看板が掲出されている ③貴重な資料を多数展示している廣貴堂資料館 ④配置薬で服用高を記すために使われていた懸場(かけば)帳 ⑤館内には、前田正甫公が反魂丹を広めたエピソードを再現した人形も展示されている ⑥同社の看板製品

改革も必要でした。その一つが役員構成の変更です。従来、当社の役員は売薬関係者が占めていましたが、別分野の社外役員も入れることで、配置薬以外の事業を推進する体制を整えてまいりました。当然、その際には大きな反発がありました。従来、旧ビジネスモデルに捉われていた旧体制では危機を乗り切ることはできない」と考えた塩井社長は第三者割当増資などを行い、売薬関係者に依存していた体制を変革していきました。こうすることで、現代のニーズに

柔軟に対応できるような体制を整えていったのです。もちろん、時代の変化とともにさらなる品質管理にも力を入れていきます。GMPへの対応もその一つで、厳密に設けられたルールは薬事法の改正とともに変わるのですが、当社ではその都度、設備や生産管理などの見直しを行い、最新のGMPをしっかりとして遵守できるような環境を整えています。

他方、配置薬の売り上げは減少していますが、東洋医学の本来的な持ち味である「医食同源」という考え方には寄り添い続けています。当社では病を治すための薬だけでなく、病を未然に防ぐためのセルフメディケーションという考え方にも力点を置き、健康食品や医薬部外品などの製造も行っているのです。また、最近では生薬の成分を生かした化粧品の製造販売などにも力を入れ、新たな分野での販路開拓を目指しています。

健康食品などを皮切りにグローバル展開にも挑戦

国内の販路開拓とともに、当社ではグローバル事業も展開中です。11年には韓国、13年にバングラデシュ、14年にはシンガポールとマレーシアに販売拠点を設け、販売ネットワークの拡大に努めています。しかし、国によって製薬や薬の販売に関するルールが異なるため、現地での製造はもちろん、輸出や販売の許可を得るのにも非常に苦労しています。そこで、現在は薬以外の健康食品や清涼飲料水などを輸出し、徐々に廣貴堂の知名度を高め、実績を積み上げていくつもりです。息の長い話か

もしれませんが、海外においても確実に当社の製品が必要とされる日が来ると信じて、着実に歩みを進めていきたいと思っています。

また、海外において配置薬という我々のルーツである仕組みの普及にも力を入れ続けています。すでにモンゴル、タイなどでは政府と連携しながら、配置薬システムの普及に努めた実績があり、とりわけ遊牧民が多く、ドラッグストアや薬局がほとんどないモンゴルにおいては、このシステムが有効に機能するまじりませんでした。このように、

発展途上国などでは「先物後利」の精神が社会システムとして役立つ可能性が大いにあるので、これからもこの日本独自の仕組みを積極的に普及していきたいと思っています。

当社は時代、時代に応じたチャレンジを続けることで現在まで事業を継続してこることができました。これからも伝統に固執することなく、チャレンジ精神を大切にした経営を目指していきたいと考えています。

マイナンバー制度の課題と解決策

マイナンバー制度が昨年10月に施行、本年1月から運用が開始されました。その後、会計事務所や顧問先企業においては、どのような課題が浮上してきているのでしょうか。そこで、本企画ではマイナンバー制度を実施して分かってきた課題などについて、内閣官房社会保障改革担当室の岡本 憲治主査と日本税理士会連合会の北條 諭常務理事にお話を伺いました。

「インタビュー」

内閣官房 社会保障改革担当室 主査 岡本 憲治様

世代別にさまざまな方法で 広報し、周知徹底を図る

マイナンバー制度が開始される前は、国家によって情報が一元管理されるのではないかと（国家による監視）、集約された情報が漏えいするのではないかと、なりすましによる被害があるのではないかといった懸念が取り沙汰されてきました。これらの懸念に対しては、法律の規定によって▽利用範囲を社会保障や税、災害の分野に限定する▽不当行為を抑止するための罰則を整備する▽独立性を有する三条委員会である個人情報保護委員会が監視・監督を行う——などと

もに、システム面で▽従来どおり各行政機関の個人情報、各行政機関（国税庁、市町村等）で分散して管理することとし、同じところで一元管理を行わない▽各行政機関の間で情報のやり取りをする際は、マイナンバーではなく暗号化された符号を利用することにより、仮にマイナンバーを悪用し情報を抜き出そうとしても、個人情報が入った形式に抜き出せない仕組みとする——などの措置をとっており、なりすましによる給付の不正受給といった実際の被害は特段生じていないと認識しています。

また、制度そのものがきちんと一般の方々に浸透するかどうかといった懸念もあったので、マイナンバーの広報に当たっては世代別に多様な手段を用いています。例えば若者に対しては、若手タレントを起用したテレビCMやウェブ広告、フェイスブック、ツイッターなどを使った広報を展開しています。小学校高学年から高校生に対しては、マイナンバーについての分かりやすい冊子を作成し、全国の学校に配付しました。ほかに、今年の4～5月には山手線をはじめとした全国の電車で車両を包むラッピング広告やマイナンバー制度に関する中吊り広告を展開し、新社会人や学生に知ってもらいたいマイナンバーに関する知識をQ&A形式で紹介しました。事業者の方々に対しては、経済団体や日本税理士会連合会様、全国社会保険労務士連合会様など各種団体の協力

も得つつ、動画DVDや小規模事業者向けのチェックリストなどわかりやすい広報資料を提供しており、講師派遣も行っています。そして高齢者に対しては、特にマイナンバーをかたる詐欺が起こっていることから、消費者庁や警察庁など関係省庁とも連携しながら新聞広告やテレビCMなどで周知を行っています。

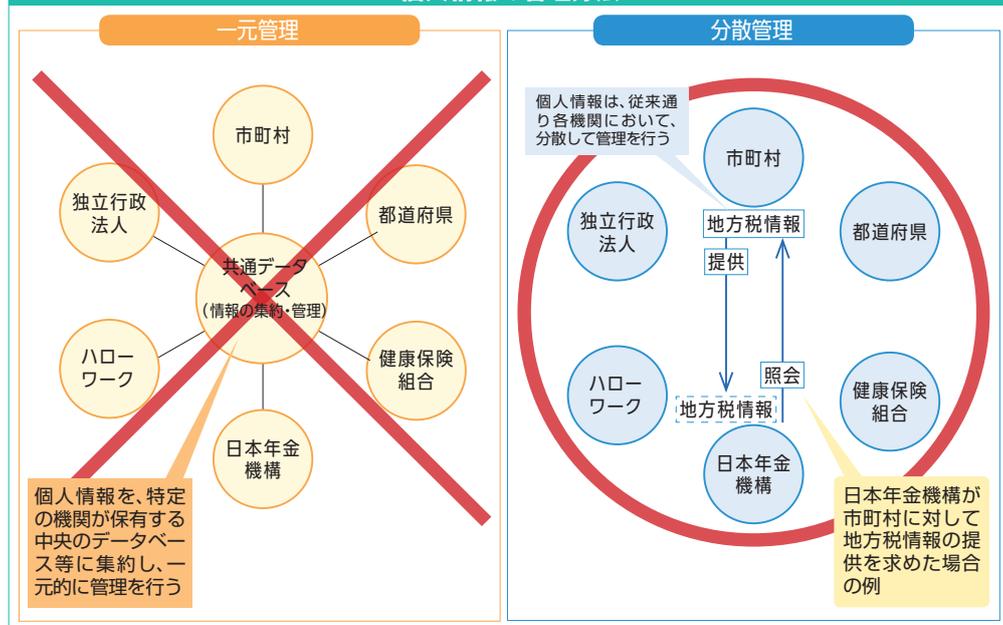
運用を通じて生じた課題とその現状について

このように、政府として円滑な制度導入に向けた広報に取り組んできたことにより、世の中のご理解をいただき、順調に制度のスタートを切れたと認識しています。現在までの間にマイナンバーの通知はほぼ完了し、カード申請件数についても順調に伸びてきています。実務面では本年1月以降、国民の皆様が勤務先や金融機関などに対してマイナンバーを提供いただくという場面も出てきておりますが、こちらも大きなトラブルなく進んでいます。

とはいえ、実務を進めるうちにいくつかの課題が生じている部分もあります。例えば市町村での窓口対応が不十分であるといったことが原因で申請をいただいてから交付までに相当な時間を要してしまったり、カード交付の本格化と住民移動の繁忙期が重なり、システムのアクセス障害が生じたりといったトラブルがありました。他方、市町村での窓口対応については、例えば本庁以外の出張所などでカードの受け取りができず、市民の方に不便が生じていた事例があったと承知しています。

また、マイナンバーを巡る実務上の取り扱いについて、本人

個人情報の管理方法



※マイナポータル:行政機関等における自身の情報のやりとりの状況、情報そのものの確認や行政機関等からのお知らせの受信などができる国民一人ひとりのためのポータルサイト。2017年7月から本格運用開始予定

確認に関する意見があがってき
ています。申請に当たって対面
の際は本人確認書類を「提示」
するだけで問題ないにもかかわらず、業者がコピーの提出を求
めてしまうという事例が見受け
られました。さらに、税理士の

方が報酬の支払い先に対して
「住所」を提示したくない場合に
は「氏名」と「生年月日」の2
つの事項で本人確認を行えるこ
とから、このような情報を内閣
官房のウェブサイト上で周知す
るなど、寄せられたご意見に対

しても順次対応を行っています。
さらにマイナンバーカードは表
面を身分証明書として活用する
ことが可能ですが、これを身分
証として利用できないとする企
業が多く見られます。各業界の
所管省庁に対しても周知は行っ
ておりますが、会社規則の改正
や窓口への周知などの対応を早
急に行っていたいただければと考
えています。

マイナポータルなど 新たな利便性を創出

こうした課題はあるものの、
先にも述べたとおり、国民生活
に影響するような大きなトラブ
ルは生じず、比較的円滑に制度
が導入できたのではないかと認
識しています。一方で、マイナ
ンバーカードの普及状況につい
ては、申請数が1000万枚を
超えたところではありますが、
まだまだ十分とはいえませんが、
マイナンバーそのものは行政機
関内において名寄せに使われる
ものであるため、なかなか国民
の皆様にもメリットが見えにく
いかもしれませんが、各行政機関
などの間で情報連携が開始され

るなどマイナンバーが活用され、
マイナンバーカードやマイナポ
ータル※によって利便性が向上
するようになれば、便利だと思
っていただけの場面も増えてく
ると考えています。マイナポ
ータルにログインするためにはマ
イナンバーカードが必要になる
ため、まだという方は早めに申
請いただければと思います。

用するといったことが挙げられ
ます。また、マイナポータルに
税理士の方を代理人として登録
し、アクセスを可能とするよう
な仕組みも導入に向けて準備し
ています。国民一人ひとりがマ
イナンバーカードを取得しマイ
ナポータルを利用できる世の中
となれば、税理士の皆様の業務
のあり方も変わっていくのでは
ないでしょうか。

さて、今後の大きな動きとし
ては、来年7月より行政機関間
におけるネットワークシステム
を用いた情報連携、そしてマイ
ナポータルの運営が本格的に開
始されることとなります。情報
連携の開始によって、行政に対
する給付申請等の手続きについ
て添付書類が不要になり、さら
にマイナポータルにおいては、
税の申告や納付の簡素化をはじ
め、保育園のような保育施設の
利用申請手続きをオンラインに
よってワンストップ化すること
を検討しています。

最後に税理士や公認会計士の
先生方におかれては、ぜひ全国
の中小企業の相談役として、マ
イナンバー制度の相談先という
受け皿[※]になっていただければ
と思います。特に中小企業の方
へ伝えていただきたいこととし
ては、マイナンバーが記載され
た書類の保管のため新たに金庫
を買わなければならないという
話をいまだに聞きますが、実際
には鍵付きの棚や引き出しなど
で十分なのです。このように必
要以上にコストをかけることな
く、身の丈にあった対応で十分
だということを伝えていただ
きたいと思っております。

扶養控除等申告書や
償却資産申告書の課題

平成25年5月に国会で成立したマイナンバー法。日本税理士会連合会（以下、日税連）はその目的（行政運営の効率化とそ

れに伴う国民の手続き負担の軽減など）を理解し、当初よりこの制度の普及・定着に向けて尽力する姿勢を表明してきました。

そして、日税連では平成27年10月の施行に向けてさまざまな準備を進め、税理士事務所におけるマイナンバー制度の準備作業や事務手続の手順、留意事項についてまとめた『税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック』やリーフレットなどを作成し、会員向けの研修会を実施してきました。しかし、それによって税理士やその顧問先、さらには顧問先の取引先に対して、マイナンバー制度の周知を徹底できたかといえ、事はそう簡

単ではありませんでした。もちろん、万全の準備ができていた税理士事務所もあったかと思いますが、施行が近づくにつれ、どのように対応すればよいのかと不安が大きくなった先生方も多かったことと思います。

例えば、昨年の年末調整で提出を求めた「平成28年分給与所得者の扶養控除等申告書」については、平成27年中に提出を受ける場合、法令上は個人番号の記載義務はありませんでしたが、国税庁ホームページのよくある質問（FAQ）では、平成27年中であっても、平成28年分の給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）に記載するために個人番号の記載を求めている支えな

いこととされていきましたので、これを受けて、昨年末から顧問先の従業員等のマイナンバーの収集をした先生方も多かったか

底して、マイナンバーの収集を今年の年末調整で行う予定の先生方もいると思われます。その場合、国税庁のFAQでは「平成27年中にマイナンバー（個人番号）の記載のない扶養控除等申告書を受領していた場合、平成28年以降、従業員に従業員等のマイナンバー（個人番号）を補完記入してもらう必要はありません。なお、平成28年分の給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）を作成するために、従業員からマイナンバー（個人番号）を取得する手段として、平成27年中に提出された扶養控除等申告書へマイナンバー（個人番号）の補完記入を求めても差し支えありません。また、平成28年分の源泉徴収票（税務署提出用）の作成に当たっては、平成28年末に提出を受ける平成29年分の扶養控除等申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）を使用することとしても差し支えありません」と説明しています。

また、事業者において保管される扶養控除等申告書については、国税庁のFAQによる取扱

扱いは、平成28年度税制改正により今後もマイナンバーの記載を要しないことができる取扱いが継続され、国税庁は4月4日付でホームページに公表した「平成28年度税制改正によるマイナンバー（個人番号）記載対象書類の見直しについて（改正内容のお知らせ）」の中で、扶養控除等申告書等へのマイナンバーの記載の特例として、「基本的に、従業員等のマイナンバー（個人番号）を記載する必要はありませんが、給与支払者が扶養控除等申告書に記載されるべき従業員本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等の氏名及びマイナンバー（個人番号）等を記載した帳簿を備えている場合には、その従業員が提出する扶養控除等申告書にはその帳簿に記載されている方のマイナンバー（個人番号）の記載を要しない



日税連 北條 諭 様

こととされました」と発表しています。このほか5月17日付で源泉所得税関係に関するFAQを更新して、昨年末からのマイナンバーの記載省略に関する運用上の取扱いも認めています。

他方、地方税分野においては、自治体の対応などが遅れたケースも見受けられました。それが顕著に出たのが償却資産申告書に関する問題です。地方税法により、平成28年から償却資産申告書にマイナンバーを記載することになっていたのですが、その取扱いが自治体ごとに異なっており、その中にはマイナンバーの記載欄がないものがあつたり、自治体職員が業務過多等によりマイナンバー制度を十分理解できていない面もあつたため、現場では一部混乱が生じていたようです。

実務の準備と同時に 顧問先への周知を

マイナンバーを取り扱う実務は今年の年末に向けて本格的になっていくため、マイナンバー制度への対応がまだ万全でない場合は準備を急ぐ必要があります。

今年の秋頃までには準備を整えておこなうのはなりません。

既に対応が万全な事務所もあると思いますが、ぜひ改めて取り組んでいただきたいのは、顧問先へのマイナンバー制度の周知の徹底と、マイナンバーは厳格に扱わなければならないものであることの再確認です。当然、マイナンバーは特定個人情報であり、必要用途以外に使用してはなりません。つまり、マイナンバーの記載が必要か否かといった点は極めて重要な問題であり、記載する必要がないところに記載してしまうと特定個人情報の提供制限に抵触するため、絶対にしてはいけないのです。税理士が万が一、マイナンバーを漏えいしたり、不適切に扱ってしまった場合、損害賠償責任などを問われる可能性もあることを肝に銘じると同時に、顧問先の大切な情報と事務所への信頼を守るためにも、適切にマイナンバーを取り扱うように心がけていただきたいと思います。

かどうか、番号の正しい持ち主であるか否かの本人確認をしなければなりません。これには顧問先の経営者や従業員の制度理解と協力が不可欠となりますので、できるだけ早くマイナンバーの制度内容や用途の説明を行い、理解と納得の上でマイナンバーを取得できるようにしておいてください。この説明を疎かにし、いきなりマイナンバーの提供や本人確認書類の提示を求めると、先方に「自分のことを信用していないのか」と思われ、トラブルになる恐れがあります。しかし、税理士がマイナンバーを取り扱う中では、本人確認を行わなくてもよい場面もあります。例えば、所得税の確定申告を代理で行う場合、税理士は納税者本人の代理人という立場になるので、番号法上の本人確認は必要ないのです。番号法上の本人確認は、個人番号利用事務実施者や個人番号関係事務実施者が本人または代理人からマイナンバーの提供を受ける場合に義務付けられることなので、代理人である税理士が本人からマイナンバーの提供を受ける場

合には義務付けられていないのです。ただし、この場合でも、税理士が納税者の代わりに税務署へ申告書等を提出する場合に、税理士は代理人としての本人確認を税務署から受けることになり、納税者の番号確認書類として通知カードやマイナンバーカードの写し等を税務署へ提示又は提出することになりますので、事前にその写しを預かっておくなどの対応が必要になります。このことは、きちんと理解し、留意していただきたいポイントです。

課題や疑問を集約するため 相談窓口を設置

このように今後も実務を積み重ねていく上で、判断が難しい点が出てくることと思いますが、私たちはその都度判断し、その情報を共有していかなければなりません。そのためには課題や疑問を集約していく必要があります。日税連では昨年から15税理士会ごとにマイナンバー制度に関する会員相談窓口を設け、電話やメールなどで質問を受け付ける体制を構築しています。税理士会で対応できない相談は、日税連に照会してもらい、日税連でも対応できない場合は関係省庁に問い合わせるなどして回答を得る仕組みになっています。皆様もマイナンバーの実務の中で何か不明な点などがあれば、気軽にご所属の税理士会の窓口にお問い合わせしてみてください。

さて、おそらくこれから数年、税理士にとっては大変な時期が続くと思われます。例えば、昨年には10年ぶりに個人情報保護法が改正され、平成29年9月8日までに全面施行されることが決まっています。これにより、中小企業においても個人情報保護法に取扱いが必要が生じ、さらには、番号法は個人情報保護法の特別法ですので、マイナンバーの取扱いにも何らかの影響があると思われます。こうした新たな課題を一つずつ着実に解決していくためにも、日税連として、国税庁はもちろん、内閣官房や総務省、自治体などと連携し、税理士の皆様のお役に立てるよう取り組んでいく所存です。

「熊本地震」へのお見舞金のご報告と御礼

平成28年熊本地震により被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

ミロク会計人会連合会は、株式会社ミロク情報サービス（MJS）と連携し、この地震で被災されたMJSユーザー会計事務所様をご支援させていただくことを目的に、平成28年4月25日から平成28年5月18日までの予定で、全国のMJSユーザー会計事務所の皆様にお見舞金募集の案内をいたしました。期間終盤で延長のご希望をいただくなどの事情により、期間を延長して募集して参りました。

多くの皆様から多額のお見舞金が寄せられ、その総額は7,581,980円となりました。

お寄せいただきました上記お見舞金は、九州ミロク会計人会を通じて被災されたMJSユーザー会計事務所様の復興にお役立ていただくべく、全額を平成28年5月31日に九州ミロク会計人会に贈呈いたしました。

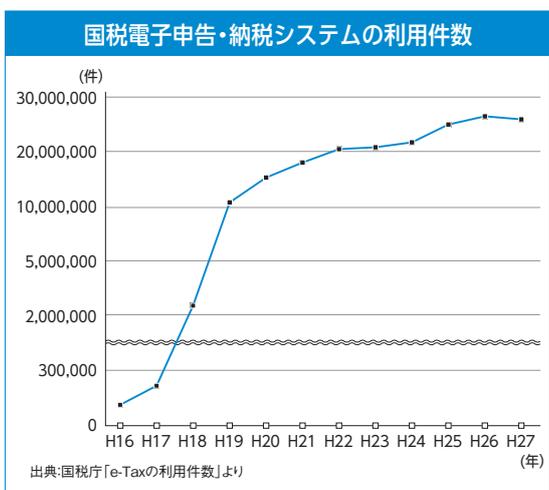
略儀ながらご報告かたがた、ご賛同いただきました皆様に心より御礼申し上げます。

ミロク会計人会連合会 会長 平川 忠雄

電子申告普及促進活動の終息について

コンピューターやインターネットの活用による多様かつ質の高い公共サービスの提供を通じた国民生活全般の質向上を図るため、政府では「e-Japan重点計画2002」「i-Japan戦略2015」等により電子政府の実現に向けた施策を推進しています。国税庁では電子政府実現の一環として、2004年より国税電子申告・納税システム（以下、電子申告）の立ち上げ・運用を行っています。

電子申告の運用開始後、ミロク会計人会は国税庁より要請を受け、連合会情報ネットワーク委員会を主管として、10年以上にわたり電子申告の普及に協力してきました。具体的には本会会員やMJSのユーザー会計事務所に対して、独自のパンフレットを作成し、電子申告の実践を呼びかけまし



た。MJSもこれと連動し、ユーザー事務所に対して電子申告協力事務所の申し込みを募集、目標件数に達するようさまざまな施策を実施しました。そして、協力事務所のシステムには電子申告を行ったことを任意で報告する仕組みを取り入れ、情報ネットワーク委員会はその集計結果を絶えずモニタリングし、普及状況の把握に努めました。他にも、電子申告の実態調査アンケートを実施したり、委員会内で電子申告業務に関する意見交換を行い、Q&A集の拡充や普及セミナー開催などを行いました。また、電子申告から事務所のペーパーレス化へとテーマを広げ、さまざまな普及促進活動を実施してまいりました。

これらの活動により、運用開始から12年、国税庁が発表している申告件数が示すとおり、電子申告は広く普及しました。

他方、取り巻く環境の変化により、会計事務所業界にはさまざまな課題が生じています。そのため、情報ネットワーク委員会では、電子申告の普及促進活動を終息させるとともに、ペーパーレス化などの業務効率化やIT・BCPなどのリスクマネジメント対策など、会計事務所の経営・運営に有用な最新情報の収集と発信に注力する方針をとることになりました。本件についてご報告するとともに、これまで電子申告の利用状況の報告等、皆様に多大なるご協力を賜りましたことに心より御礼申し上げます。



北陸ミロク会計人会

石川県白山市 常山 明夫

「宝物を次世代に」



穏やかな手取川のほとりでの鮎釣りは心からリラックスできます

手取川……ご存知でしょうか？
名峰白山を源流とし、石川県白山市を下り日本海へと緩やかに流れている川です。私は、白山市鶴来町という、その川の流域で生まれ育ち幼少の頃から透き通るその川で水遊びをし、今

ではそこでの鮎釣りを最高の趣味としています。
解禁日の6月16日から終了の9月30日まで、毎日ワクワクしています。竿一本・加賀毛針・鮎籠を持って、空に星が輝く20時頃まで楽しみます（なので用事のないときは、16時以降事務所にはいません……）。川のおい・山の草木のにおい、この

故郷の美しい自然こそが私の宝物です。
その宝物が、2015年5月に手取川上流での土砂災害により鮎はおろか、草木ですら濁流にのみ込まれ何もかもが全滅となりました。何日も何日も泥水の川を見に行



手取川で釣れた鮎です

き、本当に悲しい思いをしました。人が直接手を加え森林を破壊したり、人の活動や行動で大気汚染・水害汚染などを引き起こしたりと、大切な自然を破壊しているのは自分たちではないかと……。
微力でも、この宝物を守るため真剣に自然破壊環境問題を考えていかなければならないと思います。透き通る川に鮎が泳ぎ、緑の草木が生い茂る……。そんな私の宝物を子や孫に残していきたい。そう思っています。

表紙の写真



白山平泉寺の拝殿と美しい苔の絨毯
(福井県勝山市)

白山平泉寺は、霊峰白山の越前側登拝口に開かれた白山信仰の拠点寺院で、今から1300年近く前に、泰澄によって開かれたと伝えられています。

「苔寺」とも呼ばれる境内は、一面に緑の絨毯が敷かれたような美しさで、体が癒されます。拝殿は、江戸時代につくられた寄棟檜皮葺で、とても風情があります。ぜひ一度訪ねてください。(舟野 喜代子)

CHANNELのロゴのコンセプト

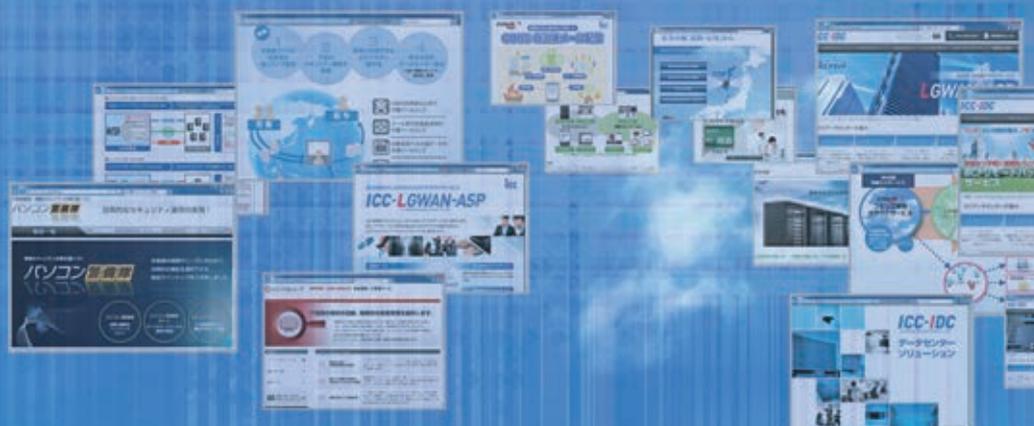
「N」に動きと色をつけることで、ニュース性・情報性・会員同士のネットワークを表現。また、「N」の色のゴールドは、会員先生や顧問先様の輝かしい未来を表現しています。

税理士事務所 CHANNEL 419号

発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309(経営企画・広報IRグループ)
発行人 是枝周樹
編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、経営企画・広報IRグループ
監修 ミロク会計人会連合会広報委員会
配信制作 東方通信社
印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

暮らしに安心を。 ビジネスに前進を。



公共・医療・民間におけるさまざまな課題解決からビジネス価値の創造まで。
ありとあらゆる場面で活躍する情報通信サービスが、ICCのフィールドです。
地域密着のきめ細かさとハイレベルの専門性で、明日につながるソリューションをおとどけいたします。



株式会社
石川コンピュータ・センター

〒920-0398 金沢市無量寺町八6番地1 TEL(076)268-8311(大代)

<http://www.icc.co.jp>